

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年12月25日(火) 午前9時30分から11時45分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者	13番	白川 満秀	君
-----	-----	-------	---

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農用地利用集積計画について

議案第49号 非農地証明願について

議案第50号 屋久島農業振興地域整備計画策定に係る意見書の提出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事補	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局

皆さんおはようございます。平成 24 年最後の総会です。
本日は白川さんから欠席の届けが出ております。
ただ今より平成 24 年度第 9 回農業委員会定例総会を始めます。
ご起立下さい。
本日の農業委員憲章朗唱は 20 番委員の田中さんをお願い致します。

憲章朗唱 (20 番委員)
お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。
歳をとりますと月日の経過が非常に早く感じられます。今年最後の総会となりました。

先の総選挙では、政権交代をもたらす結果に終わっておりますが、早くも経済界には変化が出ているようでございます。

為替レートが 79 円台だったのが 84 円。あるいは株価が 9,000 円を割って 8,000 円台だったものが、10,000 円に届くというような結果になっているようでございますが、今後農政面でも若干の変化があるのか、ないのかという期待と不安がささやかれているようでございます。

地元の方に目を向けますとポンカンの収穫・出荷がほぼ目途がつく状態でございます。JA の方では昨日現在で 231 t。今日が出荷の最終日でございます。240 t 弱で終わりそうだということです。

この数字は農家が申告した数字と大きく変わらない数字だということでございました。価格面も前半より若干上がっているようです。

本日の案件は多くございませんが、農振の全体見直しということで、非常に大きな課題が提案されております。皆さんの遠慮のない意見をお願いいたしまして、今後の地域の農業振興にプラスになる方向でご意見をいただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

本日の会議録署名委員を 17 番委員・19 番委員をお願いいたします。議事を進めてまいります。

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 23 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・XXXXXXXXXX、譲渡人・XXXXXXXXXX。土地の所在：XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。地目：畑。XXXXXX㎡。農用地区域。利用状況：休耕地。
1 筆調査では△の原野になっております。営農計画及び耕作期間：小麦が 11 月から 4 月、大豆が 6 月から 9 月、ガジュツが 2 月から 4 月。事由：新規就農です。したがって所有地はありません。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、申請人の経験年数がXXXX年、妻XXXX年。農機具等の保有状況といたしまして、トラクター・1、耕運機・1、鶏・XXXX羽。導入予定が鶏をXXXX羽からXXXX羽ということです。周辺地域との関係については『特に支障はない。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

この案件につきましては新規就農であり、農地法関係事務に係る処理基準の中で新規就農者に対して『いたずらに厳しく運用し、排他的な扱いをしないよう留意する。』と書いてありますので、譲受人の今後の就農に期待したいと思います。

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

会長

整理番号 23 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農業委員)

譲受人は屋久島に来て 年近くなります。 をやっておられましたが、1年ほど前に で 週に2回ほど販売しております。原料の小麦を自分で作りたいということで農地を探しておりました、先月譲渡人と連絡が取れたと言っていたんですが、もう申請が上がってきて、早いもんだなあと感じております。

本人は集落の行事等にも随分参加しております、 にも入っております。なかなかまじめな好青年です。

譲渡人は以前、 集落にいましたが、ずっと の方に住んでおります。最近まで に住宅もあったんですが、そこも売却いたしまして帰ってくる意思がないようです。△に分類されている土地が有効利用されるのはいいんじゃないかということで考えております。

申請人は現在借家なんですけど、その周辺に農地を借りまして数年前から農業を精を出してやっておりますので、技術的にも問題ないかなと思っております。耕運機も持っておりますし、奥さんも子供さんが小さいんですが、手伝っておりますので問題無いと思います。 以上です。

会長

整理番号 23 番について皆さん方からご意見、ご質問いただきます。いかがでしょう。

○番 (農業委員)

新規就農者なんですけども、この作物の作付けですが小麦・大豆・ガジュツを大体どれくらい植えるんですか。

○番 (農業委員)

5 ページに営農計画がありますが、小麦が 2 反歩、ガジュツが 1 反歩、大豆が 5 畝ということで、今回取得する土地の計画を出しております。

会長

他にございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ、整理番号 23 番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 23 番は許可することに決定いたします。

整理番号 24 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 24 番から 27 番まで申請人が同一ですので、一括で説明いたします。

整理番号 24 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・、貸人・。土地の所在：。地目：畑。㎡。農用地区域。利用状況：休耕地。営農計画及び耕作期間：麦が 11 月から 6 月、ヤマイモが 3 月から 5 月、春ウコンが 3 月から 2 月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積は 0、申請人の経験年数：3 年。農機具等の保有状況：刈払機・1、トラクター・1、マルチャー・1。今後の導入予定が移植機・1 です。平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間です。周辺地域との関係につきましては『特に支障はない。』ということです。集落との役割分担につきましては『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 25 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・、貸人・。土地の所在：。畑。㎡。農用地区域。利用状況：休耕地。以下整理番号 24 番と同じです。

事務局

整理番号 26 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・[redacted]、貸人・[redacted]。土地の所在：[redacted]。畑。[redacted]㎡。農用地区域。利用状況：休耕地。以下整理番号 24 番と同じです。

整理番号 27 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・[redacted]、貸人・[redacted]。土地の所在：[redacted]。地目：畑、[redacted]㎡。農用地区域。利用状況：休耕地。以下については整理番号 24 番と同じです。

この案件につきましては、譲受人は昨年 [redacted] 月に転入しております。合計面積が [redacted] ㎡。通達距離が長いことや、農業経験が少ないことに不安はありますが、農地相談で何回も面談して就農意欲を確認しており耕作できるのではないかと思います。

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

会長

整理番号 24 番、25 番、26 番、27 番まで譲受人が同一でございます。一括で担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農業委員)

遊休農地の解消が第一の問題でありまして、こういう方を地域で受け入れなければと私も積極的に取り組んだわけです。私の地域では全体で 15 町歩の電気柵をしております。ですがこの中で 5 町歩はすでに遊休農地となっております。先行きが非常に不透明でして、譲受人の力を借りてという形で遊休農地の解消につながっております。

この方はすでに麦の作付けに取り掛かっております。I ターンの方が地元に着いてくれば、遊休地の解消、土地の貸し借りに私も積極的に行いまして、将来を楽しみにしているところです。

会長

皆さん方のご意見・ご質問承ります。いかがでしょうか。

○番 (農業委員)

私のところにも 3 回ほど来られて、[redacted] にも遊休農地があるんですが、なかなか貸してもらえなくて、農業委員さんのところをあちこち回って相談されておったんですが、[redacted] で貸してもらえると。

1 週間ほど前にも来られて話をしたんですけども、『土地が借りられるんなら、何でもいから少しでも作付けをした方がいいんじゃないですか。』とお話したら『ウコンがしたい。』ということでしたが種芋の確保が難しいので、『山芋ならタカラバイオに相談すれば無料でもらえますよ。』と話をしました。それに合わせて『我神散、内田さん、いろんなところに相談して、販売経路も同時に進めていった方がいいよ。』と言う風な話もいたしました。

先日 [redacted] さんのところに行った時にトラクターも見せてもらったんですが、ある程度自分でやっていけるようです。

この方は『人・農地プラン』の話も出ております。[redacted] に住んでいて [redacted] に通うということに問題があるんじゃないかと思っておりますので、『[redacted] に住むことができないの。』と聞きましたら、本人は船を持っておるそうですが、『[redacted] の港は小さくて。』ということです。ですから『[redacted] に倉庫を作って、寝泊りができるようにしたい。』というようなことも言っておりましたので、とりあえず今日、これだけの面積が出てきておりますけども、作付けをして、様子を見てと思っております。

『人・農地プラン』については今後上がってくるかもしれませんが、これについては簡単にはいかないと思っておりますが、この申請について私は異議はありません。

会長

他にございませんか。
(「ありません。」の声あり)

会長

皆さんからご意見無ければ整理番号24番から27番まで許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号24番から27番まで許可することに決定いたします。

議案第48号。農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第48号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について議決を求めらる。

整理番号38番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：貸借権。申請人：借人・■■■■、貸人・■■■■。土地の所在：■■■■。地目：田。■■■■㎡。農用地区域。作物：山芋。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの■■年間。借料：年間■■■■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況：主な経営作物・バレイショ、エンドウ。経営面積：所有面積・■■■■㎡、借地・■■■■㎡、合計■■■■㎡。従事日数：300日。農機具等の保有状況：トラクター・1、管理機・1、動噴・1、刈払機・1。

この案件は、前回■■■■さんと契約しておりましたが■■月■■日で期間満了になり、今回■■■■さんとの契約になりました。借人は認定農業者であります。

従いまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号38番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農業委員)

借人の方は■■■■の■■■■をしております。専業農家で認定農業者であります。バレイショ等、かなり大きな面積を作付けされている方です。

貸人の方は高齢でして、農業はされておられません。

土地の場所なんです、■■■■手前の基盤整備された区画の1つであります。前回契約されていた方は兼業で果樹中心なんです、面積を縮小されるということでお互い話をされて契約が終了したようです。

この申請には何も問題無いと思います。以上です。

会長

皆さん方からご意見、ご質問賜ります。いかがでしょう。

(「ありません。」の声あり)

ありませんの声でございます。整理番号38番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号38番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第49号。非農地証明願いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第49号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めらる。

整理番号15番。申請人：■■■■。土地の所在：■■■■。地目：畑。面積：■■■■㎡。第2種農地、都市計画区域。非農地に至った理由及び現在の管理状況：『巨大な岩がゴロゴロしており、太い木も多く生い茂っており、山林状態となっていることから農地として再利用することが難しく、現在不耕作地となっている。』ということですので。

本申請地は■■■■から北西へ■■■■mほどに位置し、地形や地質から有効利用できないことから、防風林として杉等が植えられすでに20年以上経過していると思われます。

事務局

したがいまして周囲の営農に支障がないことから非農地としてやむを得ないと思われま。以上です。

会長

整理番号 15 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農業委員)

現場は■■■■の前を上へ登る農道を■■■m ほど登ったところの右側にあります。杉については 30 年から 40 年くらいなっている大きな杉がありますので、非農地で間違いのないと思います。

代理人の■■■さんは I ターン者で現在■■■■という商売をしております。地元の■■■にして売っています。

特に問題無いと思っております。以上です。

会長

只今の案件で現地調査立会いされた方で補足等ございますか。

○番 (農業委員)

近くに畑がございまして、ジャガイモ等作っているんですが、申請地については石が多く、防風林として利用していたようです。大きな杉の木もたくさんありますので、意義ありません。

会長

それでは皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 15 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 15 番については非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 16 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 16 番。申請人：■■■■。土地の所在：■■■■■■■■■■。地目：畑。■■■m²。第 2 種農地、都市計画区域。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『農地法に対する無知により倉庫を建設し、平成■■年頃嚴重注意を受け 4 条申請の準備はしたが提出に至らず、現在そのままの状態になっており、改めて非農地の証明をお願いするものです。』ということです。

本申請地は■■■■から山手側■■■m ほどのところに位置し、倉庫が 2 棟建設され敷地はコンクリートで舗装されております。建物は平成■■年■■月に建築されておりますので、非農地証明発行に関する事務取扱指針 4 の (2) のアに該当し転用の事実行から 20 年以上経過し農政行政上も周辺農地の状況に支障が無いことから非農地とすることはやむを得ないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農業委員)

場所といたしましては■■■■を山手側に上がりまして■■■と交差したところにあります。

今説明がありましたように、農地法とか全然知らずに自分の土地だからということで倉庫を建てられたようです。

当時の担当委員さんに注意され、始末書を提出されたそうです。4 条申請もしたいということだったようですが、担当委員さんから「無理じゃないか。」と言われて断念したまま、現在に至っているようです。

本人さんも高齢で農地としても復元できる状態ではありませんのでやむを得ないと考えます。以上です。

会長

現地調査に同行の方で補足がございませるか。

○番 (農業委員)

現地状況から見て、やむを得ないかなと思います。20 年以上無断転

○番 (農業委員)

用ということになるんですが、状況はやむを得ないと判断しました。

会長

皆さん方からご質問ございますか。

(「意義ありません。」の声あり)

整理番号 16 番について非農地と認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 16 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 17 番。事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号 17 番。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]。畑、[REDACTED]m²。第2種農地、都市計画区域。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『所有者であった兄が生前農地として数年利用していたが、土地条件が悪いため休止して以来 50 年程耕作を放棄しており、農地としての利用が困難であるため非農地の証明をお願いするものです。』ということです。周辺は赤の判定になっているんですけども、申請地は△の判定になっております。平成 20 年の状態ですね。

本申請地は[REDACTED]から [REDACTED]m程山手側に行った農道沿いに位置し、ダチクや雑林が生い茂り隣接地も耕作されていないことから非農地とすることはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 17 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農業委員)

場所は説明のあったとおりです。25 ページの写真を見ていただけるとお分かりになると思いますけども、周辺は家も建っておりますし隣接する農地もほとんど山林状態になっております。

申請地は竹、ダチクが生えておりまして、農用地利用状況調査の際、私は×にして提出した所です。これはやむを得ない状態ではないかと思っております。 以上です。

○番 (農業委員)

現地の立会い調査の中でこのような状態ですし、将来は住宅街になるのではないかと私は思っているところです。

会長

整理番号 17 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

それでは整理番号 17 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 17 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局

議案第 50 号。屋久農業振興地域整備計画策定に係る意見書の提出について、事務局より説明をお願いします。

議案第 50 号。屋久農業振興地域整備計画策定に係る意見書の提出について、平成 24 年 12 月 18 日付け屋農第 1041 号により屋久島町長から屋久農業振興地域整備計画策定に係る意見書の提出依頼があったので意見を求める。

本日は農林水産課の方から説明に来ておりますので、よろしく願いいたします。

会長

追加の資料が皆さんのお手元に配られたかと思えます。担当の説明を聞きたいと思えます。

よろしく願いいたします。

農林水産課 (補佐)

皆さんこんにちは。農林水産課の補佐をしております、[REDACTED]と申しま

す。

屋久島町の農業振興地域整備計画書ということで、合併してからすぐに作らなければならなかったんですが、合併後色々調整をする中で、日程が非常に遅れて皆さん方にご迷惑をおかけしております。大変申し訳ございません。この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

私も23年度に農林水産課に帰ってきました、全担当と進捗がどうなっているのかの現地の確認にとまどって、昨年度中に作成することができませんでした。

4月から担当も替わりまして、今現在熊毛支庁と現地調査等をしてながら除外するところ、編入するところ、皆さんの資料の中に（案）として提出させていただきました。

内容につきまして担当の方から説明をしまして、皆さんのご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

農林水産課の■■■と申します。よろしくお願い致します。

まず、説明をさせていただく前に、数値等の訂正がございますので、訂正をお願いします。

屋久島農業振興地域整備計画書（案）の5ページになります。『農用地区域の設定方針』の表のすぐ下のa“集团的に存在する農用地”に20haとありますが、10haに訂正をお願いします。

次に11ページの表の上から2番目。“果樹専業2”のところなんですが、たんかんが150aになっていますが、100aに訂正をお願いします。

それでは説明をさせていただきます。

○ 第1 地域の振興方向について。

1 振興の方向

本町における地域振興の方向は「第1次屋久島町振興計画」に即し、「悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・持続していくまち」を目指して、農業者自らが地域の態様に応じた農業の創意工夫と活力ある営農活動を主体に関係機関と一体となった農業の振興を図る。ということで、それぞれ作物別に対策を示しておりますので、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

○ 第2 農用地利用計画についてです。

1 土地利用区分の方向

本町の総面積は50,486haで、内9,180haが農業振興地域である。農業は本町における基幹産業であり、今後更に農業生産基盤の整備を進め、地域の条件を活かした生産性の高い農業経営と農業所得の向上を図るため、優良農地の確保に努め、担い手農家への土地集積を図っていきたいと考えています。

農業振興地域に関しては、旧屋久、旧上屋久とも変更は無く、全く同じ地域になっています。具体的な場所については農林水産課で保管していますので、知りたい方はお尋ね下さい。

8ページをお願いします。

○ 第3 農業生産基盤の整備開発計画について説明いたします。

1 農業用生産基盤整備及び開発の方向

本町の農用地区域設定状況は、田210ha、畑1,053ha、採草放牧地144haとなっています。

2 農業生産基盤整備計画

この表には現在進行中の農業生産基盤関係の事業について示してあります。過去に行った事業については、また別冊の屋久島農林

振興地域整備計画書資料の方に掲載してありますので、過去の事業については、こちらを参照して下さい。

9 ページをお願いします。

○ 第4 農用地等の保全計画について。

3 農用地等の保全のための活動

“人・農地プラン”に基づき、集落・地域における話し合いを進め、中心となる経営体に農地の流動化を促進し、農地・水保全管理支払交付金等を利用しながら、農用地・農道・水路等の施設を集落ぐるみで維持管理していただきたいと考えます。

10 ページをお願いします。

○ 第5 農業経営規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画についてです。

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する指導方向

経営管理能力の高い企業的農家の育成と団地農業の特性を活かした専業及び複合経営を推進し、収益性の高い農業経営形態を確立する。また、具体的な年間農業所得の指標を320万円とする。

その他 第6 農業近代化施設の整備計画、第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画、第8 農業従事者の安定的な終業の促進計画を載せてありますので、お目通しをお願いいたします。

この整備計画書(案)とは別に、大字別に農用地の面積を示した1枚紙の資料と、地番が並んでいる冊子と、カラーコピーの地図をお配りしているかと思えます。この3つの資料について、今回農用地を除外するところ、確認するところを判断する資料となります。

まず、1枚紙の大字別農用地区域面積についてですが、1番左の『変更前面積』が、今回見直す前のそれぞれの地域の農用地区域の面積となります。その次が『除外面積』今回の見直しで除外される面積。その次が『編入面積』、最後が『変更後面積』ということで、見直し後の農用地区域の面積となります。

今回は450ha程を除外して、編入を年に4回ほどやりますので350ha前後の農用地区域の減少となります。

カラーの地図についてですが、黄色の部分は見直し前も農用地で、見直し後も農用地になる部分になります。赤い部分が今回の見直しで除外される部分になります。青い部分が今回の見直しで編入される部分になりますので、見直し後の農用地区域は黄色い部分と青い部分ということになります。

農林水産課 (補佐)

ここで、除外される部分につきましては、皆さんが調査でわかっておられると思いますが、ほとんど山林化して使えないようなところとなります。編入については、大きいのは小瀬田なんですが、これは町営の長峰牧場が入ってなかった関係で、楠川も茶園が入ってなかったりということで、編入してあります。吉田は、ほとんどが果樹園です。船行、麦生も果樹園です。

平内については畑総事業を現在進めておりますので、補助事業の入った部分を入れてあります。湯泊については、山林を果樹園に開いているんですが、もともと山林で農用地に入っていなかったもので、今回20.3ha編入しております。中間については、個人で組合を作って放牧をやっている方がいらっしゃるんですが、その部分と、山林を切り開いて県道上に樹園地を作ってありますので、入れてあります。

会長

それでは順を追っていきいたいと思うんですが、まず基本的な構想をご説明いただきましたが、細かいところは皆さんお目通ししていただいて

会長

いると思います。皆さん方で気づいた点などございましたらご質問をお願いいたします。

先ほど訂正がありました。5ページの“集団的に存在する農地”を20haから10haに変更いたしました。これは新農地法が施行されて以降、非農地が20haから10ha以上に変更されておりますので、それに合わせたものだというふうにご理解下さい。

それから9ページの“人・農地プラン”。これは全国共通ですが、今のところ“人プラン”は成功しておりますが、なかなか“農地プラン”まで各集落ごとに出来上がっているというのは少ないというふう聞いております。“人プラン”の方は“青年就農給付金”がらみがございますので、それに平行して出来上がっている状況です。

それから10ページの構想です。具体的な年間農業所得の指標を320万円というのがありますけども、これは認定農家に手を上げる方の5年後の所得目標。あくまでも所得ですので経費を差し引いた残りが320万円ということですので、私が見る限り、ポンカン・タンカン、あるいはバレイショ。そういうのを作付けする背景だと売り上げが1,000万円前後でないと320万円の所得確保は難しいんじゃないかなと思っています。

それでは、中身を地区ごとに見て、皆さんからご意見があれば聞きとりをしようと思います。

まず、小瀬田の方はいかがでしょう。

○番 (農業委員)

長峰地区は農用地の拡大がされているわけですが、もちろん牧場もありますけども、ほとんど農業もされていないのに増えているのはなぜなんですか。

農林水産課 (補佐)

黄色は、元々の農用地です。赤が除外、青が編入した部分ですので、茶園と牧場ですね。

会長

牧場など、入っていなければいけないところが入っていなかったために、今回入れてあります。あとは、公共工事を行ったところは農用地に入っていないと、事業そのものがないわけですから、そこは入っていないとおかしいわけです。

よろしいですか。

次、楠川。

○番 (農業委員)

楠川は、お茶園がほとんど増えているんですけども、1箇所、 から上っていった突き当たりの右手もお茶園になっております。以上です。

会長

はい。次、宮之浦。

○番 (農業委員)

編入が無いのはいいと思うんですが、除外がまだまだあると思います。そこらあたりはもう1度確認をしてもらいたいと思います。非農地にしてもいいようなところがたくさんあります。 のあのあたりも早く何とかしないと、あのままの状態ではいけないんですよ。

それから、宮之浦は川から半分しか図面がないですけど。

○番 (農業委員)

これは、集落から調査して上がってきたものをまとめているわけですよ。自分達が調査してあげたものを今ここで議論してもどうかと思いますけど。

会長

そうですね。合併後、平成22年に調査して集落から上がってきたものを集積しています。

それから、私の手元にも宮之浦の残り半分がございませんので、また

会長	<p>確認をしてみます。 基本的には集落から出されたものを見直しています。 次は志戸子。 ■さんがお休みですので、一湊。</p>
○番 (農業委員)	<p>一湊は真ん中に編入がたくさんありますが、現地の調査をして調べたんですか。実際何か作ってるんですか。</p>
農林水産課 (補佐)	<p>ここは基盤整備をしたところなんで、今まで抜けていたので、今回入れました。</p>
会長	<p>先ほども言いましたが、農用地に入っていないと基盤整備できませんので、基盤整備したところで農用地から抜けているところについては事務方で編入しています。</p>
農林水産課 (補佐)	<p>こちらも屋久島事務所に確認をしまして、補助事業を入れているところで、地番が抜けているところに関して、青で色をつけて農用地に入れてあります。</p>
会長	<p>そういうことです。 次は吉田。</p>
○番 (農業委員)	<p>確認ですが、この図面の左の方。これは林道を通って永田の方に行くところですよ。ここは町の払下げ地ですよ。それで、現在はほとんど作っていないです。ほとんど山林化しています。何年か前に町の方から払下げで農用地にしているんでしょうけども。実際土地台帳にも載ってないし、農地台帳も無いわけですから、遊休地のパトロールにも行かないですよ。</p>
農林水産課 (補佐)	<p>ここは一部サル柵の関係がありまして、入っています。</p>
会長	<p>今出ましたように、サル柵等が設置してあるところも基本的に農用地に入っていないと手続き上まずいですよね。皆さんの意向と違って入っているところも当然出てきます。</p>
○番 (農業委員)	<p>この農用地は次の調査で除外するということですか。</p>
会長	<p>いえ。除外はできません。</p>
○番 (農業委員)	<p>山になって農用地じゃないのに、事業を導入したからそういう意向で事務的な処理しかないということですか。</p>
会長	<p>基本的に農用地の中を除外するのは、この全体見直し以外は事業計画がないと個別の除外はできません。次の見直しの中で除外するかどうかというのは、今回と同じで公共投資、公的なお金が使われている地域なのかどうかということは、最も重点的な判断の材料になります。</p>
○番 (農業委員)	<p>事業自体に何年という期間があるんですか。</p>
会長	<p>公共投資がされているということは、開拓事業以後。年数で言うと昭和 35 年頃までが開拓事業です。その後事業がされたところは工事が導入されているという判断になりますけども、屋久島の分はもっと新しい工事の分しか判断していないというふうに、私は受け取っています。 ある意味、40 年前に投資がされた場所でも、みなしていない場所もいくらかあります。</p>
○番 (農業委員)	<p>吉田のその林道から上の部分は、対象に入らないんですか。町が払下</p>

○番	(農業委員)	げたのは昭和 47・48 年頃だと思いますけど。ここは農地で無いのに、いつまで農用地だという判断をしていくのかということです。
会長		<p>ここら辺の判断については、北部の方は合併直前の平成 19 年に大幅な縮小をしています。農用地の。農振地域についても、以前は町全体でくくっていたものを、地区ごとに区切りをしています。当然この地域が実際に耕作に供している土地以外、山林化の迫ったところで見込みが無いということであれば、5 年後、10 年後には外れていく可能性は十分あります。</p> <p>先ほど、補佐の方からもありましたけども、再確認くらいはするかと思います。そういうことでご理解下さい。</p> <p>永田 ございますか。</p>
○番	(農業委員)	今、牧さんとも確認をしたんですが、だいたいこの通りかなと思ってるところです。
会長		<p>口永良部は分からないですね。</p> <p>口永良部は担当が調査をしておりますので、ご了解下さい。</p> <p>永久保からお願いします。</p>
○番	(農業委員)	<p>永久保から安房までいいですか。</p> <p>調査票と照らしてみないと細かいところまで分からないんですが、間違いないと思います。調べて漏れがあるときにはご連絡いたします。</p> <p>いつ頃までに連絡すればいいですか。</p>
会長		連絡は 1 月 10 日までをお願いします。
○番	(農業委員)	編入したところに町有地が入っているんですけども。
会長		<p>町有地で地目が山林でも周辺の農地と一体化して、利用されることが望ましいという場所は入ります。</p> <p>それでは、春牧・平野で特別気づいたところはございませんか。</p>
○番	(農業委員)	ありません。
会長		<p>高平ですけども、特にありません。</p> <p>続いて麦生。</p>
○番	(農業委員)	いいと思います。
会長		原は。
○番	(農業委員)	特にありません。
会長		尾之間。
○番	(農業委員)	<p>尾之間は削るべきでないところが削られていたり、山がどうして入ってきたのかということ。温泉地区に約 4 町歩程の果樹園が抜けております。</p> <p>昨年、電気柵の工事をしたところもあります。</p> <p>それから見たところ山なんですけども、編入で入ってきているのはなぜかなというところ。</p> <p>現地を調査して非農地をチェックしているんですけども、明らかに杉山であるところがそのままになっています。その隣は外れていますけども。もう 1 度チェックをした方がいいと思います。</p>

会長	まとまって抜けているところに関しては、集落の話の中ではどうだったんでしょうか。
○番 (農業委員)	そこが尾之間集落で話し合われて上がってきているんですか。基本的には、それで作られているんでしょうから。集落の提出はいつでしたかね。
事務局	平成 22 年です。
○番 (農業委員)	平成 22 年に集落で皆話をして、それを上げたのが今日出てきているわけだから。
○番 (農業委員)	自分はその話し合いに出ていませんので、これを見てびっくりしているんです。
会長	そこらは大規模、小規模で今後住宅化が見込まれるところは外すという考え方もあると思います。
○番 (農業委員)	尾之間集落のことですけども、そういう村づくりの話し合いに農業委員が参加していないということ事態が間違いなんです。
会長	尾之間の今の案件は、後でどの付近というのを教えてください。確認をいたします。 次は小島。
○番 (農業委員)	今の段階では 1 箇所だけ気になるところがありますので、次回の見直しの際に集落で検討したいと思います。
会長	はい。平内。
○番 (農業委員)	平内はこれでいいと思います。
会長	湯泊から。
○番 (農業委員)	湯泊、中間、栗生、問題ありませんけども、除外した面積、編入した面積が半分以上あります。これはどういった理由で。
農林水産課 (補佐)	これは、山林を切り開いて樹園地になっている場所が結構ありました。
会長	農用地に入っている、入っていないというのは、その方の資産上は全く問題はないです。ただ、他の転用などの事業計画が発生すると基本的には向こう 5 年間手間取ります。あるいは流動化が進むときに外していると税の対象になりません。というようなことが起こります。 経営基盤法で取り上げることがなかなかうまくいかない。という問題点がございしますが、その資産を持つ限り、本人にとって利害はないかと思えます。 皆さん方から意見を聞いた中で、いろいろご意見がございましたけども、細かい部分でこれはどうだろうというようなところがありましたら、個別で農林水産課の方と打ち合わせをして下さい。 それによって事務的な判断をし、場合によっては確認をしまして、事務局で精査しまして、おかしいなと思うところは事務局に一任させていただきたいと思っているんですが、よろしいでしょうか。 (「はい。」の声あり)
	それでは再三皆さんからの催促がありました、いわゆる『全体見直し』

会長

の(案)でございますので、先ほど皆さんからあがった理由をつけた上で『よろしい。』ということで決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい。」の声あり)

ありがとうございます。

事務局

この“農用地区域面積”の表を見て小瀬田から永田までの変更後面積が437.7ha。比率で言ったら20.7%。口永良部は544.8haで25.7%。南部が1,134.8haで53.6%ということで、屋久島の中で北部に20.7%しか農用地がない。口永良部の方が北部より比率が多いということになります。

会長

今、事務局から数字で出されましたけども、県レベルで情報交換をする機会があったんですけども、『除外をする中で編入が少ないんじゃないか。』ということ再三、県の農業振興の面から見るとそういう指摘がされていたようです。ですが私の方は『それ以上粘っても増えてこない。逆に減るよ。』というようなやり取りもしてきました。

いろんなことを進める上で屋久島の場合に気になるのは、図面を見て分かるように地域の中でポツンポツンと空いているところがあると。ずっと連なっていないというのが大きな問題点になっているような気がいたします。

当然のことながら、河川だとか森林地帯で分断されておりますので、図面の上で集団的に15町歩、20町歩あるという話に、なかなかかないということが言えると思います。

それでは、このような形でお願いをいたします。

ありがとうございました。

行事予定に入る前に農林水産課の方から皆さん方へお願いがあるようです。

お願いします。

農林水産課(〇〇 君)

お配りしましたのは、給食の献立表になります。

今、自分が給食連絡会というのを担当しておりまして、■■■■の給食をこれでまかなってもらおうということで、農家さんと給食センターと普及の方と打ち合わせをいたしまして、野菜を農家さんに出してもらおうという話をしています。

大根や人参などありますけども、ここに出していただいている方が■■■■さんという方がほとんど出されておまして、メンバーが9人くらいなんですけども、なかなか野菜が取れないということで、農業委員さんの力をお借りいたしまして、誰か野菜を出せる方がいないか、知っている方がいらっしゃいましたら給食センターのほうに直接連絡をしていただきたいと思ひまして、ここで紹介させていただきました。

■■■■のほうにも給食センターがあるんですけども、そちらの方にも出していただけたらありがたいという声も出てきましたので、■■■■の給食センターのほうに野菜を出していただける方がいらっしゃいましたら、出荷できる1週間前までに連絡がいただけたら、給食センターのほうも対応がしやすいということでした。

この献立が来年1月分の献立になります。毎月20日・21日・22日あたりに会があります。野菜が高くてなかなか厳しいということですので、ご協力いただけたらありがたいです。

会長

担当の方からお願い事がありましたけども、地産地消というかたちで自分達の地域で作ったものを自分達の地域で消費するという活動があるんですけども、『それを進めるんだったら、学校給食でもぜひ使って下さい。』という意見も過去にございました。

会長

しかし現実には学校給食用に思ったほど使われていないというのが現状のようです。

そういう中で皆さんが情報を得ていれば、ぜひお願いしますということです。

○番 (農業委員)

集荷はどうなりますか。

農林水産課 (〇〇 君)

今、JAの方と協議をしまして、県道沿いに置いててもらって、ついでに■■■■まで運んでもらうとか、給食センターの方がこられるということでした。

キロ数とかは、給食センターの方と打ち合わせをさせていただいて、来月からは必要なキロ数も書いてくるということでした。

よろしくお願いします。

会長

そういうことですので、野菜のある方は積極的に供給して下さいというお願いです。

ありがとうございました。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第9回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 (11時45分)

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

17番

19番

平成24年12月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久